

定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和8年5月20日（水）午前10時00分 ～ 午前11時45分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『 全 体 会 議 』 議 題 ・ 要 旨	主 管 部
【 報 告 事 項 】	1 第18回宮城県飲酒運転根絶県民大会の開催について 本県では、平成17年5月22日に発生した仙台育英学園高等学校の生徒が犠牲になった事件を契機として、平成19年に宮城県飲酒運転根絶に関する条例が制定され、5月22日を「飲酒運転根絶の日」と定め、県民の飲酒運転根絶に対する関心と理解を深める取組を行うこととしている。 本大会は、関係機関・団体と県民が一体となって開催するもので、過去には震災や新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったこともあるが、今年で18回目である。 本年は5月22日午後1時30分から七ヶ浜町の七ヶ浜国際村において開催され、出席者は関係機関・団体など含め約550人が参加する見込みであり、仙台育英学園高等学校書道部によるパフォーマンスや同校生徒代表による飲酒運転根絶メッセージの発信などを行い飲酒運転根絶気運の醸成を図るものとしている。 なお、県警察では5月中を「飲酒運転根絶強化月間」と定め、飲酒運転の取締りを強化するとともに、自治体や関係機関・団体と連携した広報啓発活動を強化し、飲酒運転根絶に取り組んでまいりたい。	交 通 部

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 留置施設視察委員会委員の任命について 委 員：委員の視察はどのくらいの頻度で行うのか 次 長：四半期に一度となっている。 委 員：留置施設の視察の際に被留置者との面談はあるのか。 次 長：要望があれば被留置者との面談を実施しており、被留置者から施設内の改善の要望等があった場合には、その後の署長面談でその内容について意見交換を実施している。 2 審査請求の受理について 3 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則の制定について 委 員：今回の法律が施行されたことによって、県警の捜査に何かいい影響があった事案はあるのか。 管 理 官：今回の法律施行後、県内の警察署で、今回の法律で新たに規定されたケーブルカッターの隠匿携帯事実で外国人グループを検挙している。 また、今回の法律施行後に金属盗難の発生が減少していることから、防犯についても一定の効果があったものと考えている。 4 警察職員の援助要求について	留 置 管 理 課 監 察 課 生活安全企画課 警 備 課

【報 告 事 項】	5	道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課
	1	令和8年4月中におけるストーカー規制法に基づく文書警告の実施結果について	県民安全対策課
	2	令和8年4月中におけるストーカー規制法に基づく禁止命令の実施結果について	県民安全対策課
	3	公安条例許可申請について（令和8年4月分）	警 備 課
	4	小型無人機等の飛行に関する通報について（令和8年4月分）	警 備 課